

これなら
あなたもできる！

〈絶対に夫には見せないでください〉

得する秘熟

保険 年金 退職金

●「夫の年金」「夫の退職金」も“私のモノ”に
●「借金」「家のローン」は妻には関係ない●“た

いたものは、結婚生活の中でつくられた財産。なので半分は夫のもの、とみなされることがあります。一方で、独身時代から貯めていたお金やそれを運用した資産はお互いに受け取る権利はありません。

それぞれが親から相続した財産も、財産分与の対象にはならない。必要以上に自分の財産を夫に渡さないよう、離婚を切り出す前に「財産のうち、どこまでが共有で、どこまでが妻個人のものかわかるように」しておこう。ファイナンシャルプランナーの横川由理さんが説明する。

「独身時代のお金と結婚後」

保険も年金も退職金も タイミングがすべて

岡野さんは「夫婦は、いちばん近い他人。だからこそ、いちばん憎み合う相手になることもある」と前置きする。

「一度は愛し合った夫婦が別れるのですから、どうしても理性よりも感情で動いてしまう人が多いもの。ですが、そこをグツとこらえて冷静な判断をすることが、自分を幸せにする、損しない離婚につながります」

離婚時の財産分

年離婚20

自宅相続

なる●「定年ギリギリ」がベストタイミング
だの別居”でもお金は取れるほか——老後不安を解消！

離婚届

令和 年 月 日 届出

受理

ここ20年ほどで、「熟年離婚」の件数が倍増している。厚生労働省の調査では、23年に離婚した約18万3800組の夫婦のうち、同居期間20年以上の、熟年夫婦は約3万9000組と全体の約22%を占め、過去最高の割合となった。

長年連れ添った夫への愛情が薄れ、別々の道を行くことを決めた妻の頭によぎるのは、やはり「お金」のこと。特に熟年離婚を考える50代以上の女性の中には、専業主婦やパートで働く人も多く、ひとりになってからのお金は死活問題。だが、お金の不安があるからといって、離婚を考えるほどの相手と死ぬまで一緒に暮らすのは苦しい。妻がしっかりとお金を手にして離婚するにはどうすべきか——

三行半の前に 財産を徹底捜査

離婚するとき、妻が受け取れるお金にはいくつかの種類がある。ペリーベスト

離婚するとき、妻が受け取れるお金にはいくつかの種類がある。ペリーベスト

法律事務所の弁護士・佐久間一樹さんが解説する。「まず、離婚の原因が相手にある場合は『慰謝料』が受け取れます。例えば、不倫の場合は収入にかかわらず150万〜200万円前後。不倫でなくとも、近年離婚事由として増加しているDVやモラハラでも、慰謝料が発生するケースはあります。

離婚する場合は「養育費」があります。これは収入に応じて変わり、例えば夫が年収500万円、子供が15才以上で妻が専業主婦だと、月7万円前後が目安です。離婚届を出さずに別居している状態なら、『婚姻費用』を受け取ることができ算し、前述の養育費と同じケースだと、月10万円くらいになると考えられます」そして、これらとは別に受け取ることができるのが「財産分与」によるお金。「結婚している間につくった財産はすべて夫婦の共有財産」という考えのもと、離婚時には収入状況などに関係なく、原則「はんぶんこ」できるのだ。

銀行口座の預金や投資信託のほか、ゴルフ会員権や貴金属など、あらゆる財産が対象になる。だからこそ、いざ離婚するときに、夫が自分の知らない財産を隠し持っていたとならないよう、事前の下調べが肝心だ。税理士でマネージャーナリストの板倉京さんは「離婚を考えた第一に、①夫の財産をどれだけ把握して、②「普段使っている銀行口座だけでなく、ネット銀行や証券口座など、自分が知らないものがないか、郵便物や源泉徴収票などをよくチェックし、コピーや写真を撮って証拠を押さえておくこと。これを忘れて財産を取り損ね、損してしまう人は少なくないのです」

「妻が生活費を節約し、自分の口座に少しずつ貯めて

115 女性セブン

114 女性セブン

熟年離婚を考えたら こっそりチェックしておくべき「夫の財産」一覧

- ☑ 銀行口座の残高
- ☑ ネット銀行など未確認口座の有無
- ☑ 年金額・退職金額
- ☑ 生命保険の受取人と解約返戻金の額
- ☑ 個人年金保険などの有無と金額
- ☑ 株式・投資信託の有無と評価額
- ☑ 自宅の名義とローン契約内容(連帯保証人や連帯債務者になっているかどうか)
- ☑ 自宅の評価額とローン残債
- ☑ 高額な家財道具の評価額
- ☑ 貴金属・骨董品・時計などの評価額
- ☑ 借金などの有無

いても、妻には関係ありません。アンダーローンの場合は、連帯保証人や連帯債務者かどうかにかかわらず、売った際の利益が財産分与の対象になります」(佐久間さん)

離婚後も妻が自宅に住み続けるためには、⑪夫から妻へローンの名義変更を受ける必要がある。このとき、もしオーバーローンで、妻が専業主婦などで返済能力が低い場合、名義変更できるかどうかは金融機関との契約内容次第だ。

負担は増えるが、離婚できずに苦しむ続けたり、離婚後に家を失うくらいなら、夫も多い。

「妻が自宅に住み続け、ローンは夫が払う」と決めた場合、途中で払わなくなる

「離婚を切り出してから実際に離婚届を出すまでには時間がかかることが多いので、1、2年ほど前から準備しておくことをおすすめします」(岡野さん)

ただし、離婚後の夫婦は他人になるため、夫が亡くなった後の「遺族年金」は受け取れなくなる。

「離婚した元夫が自身のままだけに、元妻である自分は遺族年金を受け取れません。元夫が再婚していれば、受け取る権利は新しい妻に発生します」(佐久間さん・以下同)

夫の「退職金」も、財産分与の対象になる場合があるが、タイミングが極めて重要だ。

「婚姻期間と在職期間が重なっている部分のみが対象になる。離婚と定年退職のタイミングが近い方が、妻が受け取れる退職金の金額が大きくなる。あと数年で夫が定年退職する」という場合は、少し待ってからの方がいいかもしれない。反対に、退職して何年も経ってからだと、夫が退職金を使い込んでしまいう可能性があるので、⑦ベストは、定年の少し前。

ただし、夫のDVに苦し

「それを避けるためには、⑬離婚協議書に、夫がローンを払わない場合、強制執行する」と記載した公正証書をつくっておくこと。口約束だけは、絶対にしてはいけません」(高橋さん)

財産分与で自宅をもらう場合は、⑭離婚した後に元夫から自宅を渡してもらうのがいいだろう。

「名義が夫から妻に変わる場合は、贈与ではなく売却という扱いになり、売った側の利益に税金がかかります。そこで使えるのが「居住用財産を譲渡した場合の3000万円の特別控除の特例」といって、他人に自宅を売る際、3000万円の利益までは税金がかからない制度です。すでに離婚して「他人」になってからなら、元夫は税金をほぼ払わずに自宅を元妻に渡せる円満に別れてくれる夫になる、なるべく負担をかけないよう、提案してみてもいいでしょう」(板倉さん)

これらの財産分与は、離婚から2年以内に請求することもできるが、佐久間さんは「⑮できるだけ離婚成立と同時に請求」することをする。

「離婚を切り出してから長

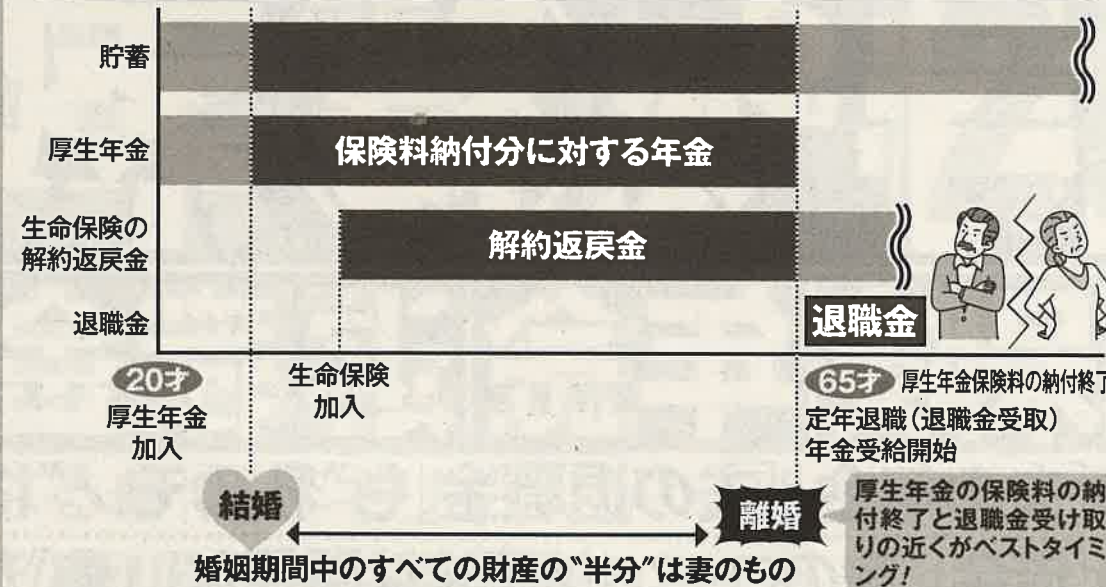
年別居したり、離婚時に財産分与を先延ばしにすると、その間に相手は財産を使い込んでしまったり、売却してしまう可能性がありま

「元夫が死んでも子供にお金は残す」

夫婦関係が解消されても、親子関係は消えない。離婚後も、子供には自分だけでなく、元夫の財産も相続する権利がある。死後、子供が自分たちの財産を受け取るように、手を回しておくべきだ。

「万が一、離婚を考えているうちに自分が死んでしまったら、自分の財産の半分は夫のものになってしまします。離婚を考えたら、⑯財産はすべて子供に相続させる」という内容の遺言書をつくっておきましょう。また離婚した元夫が亡くなった場合、そのことを子供

離婚で請求できるお金の対象はこんなにある



「離婚を切り出してから実際に離婚届を出すまでには時間がかかることが多いので、1、2年ほど前から準備しておくことをおすすめします」(岡野さん)

ただし、離婚後の夫婦は他人になるため、夫が亡くなった後の「遺族年金」は受け取れなくなる。

「離婚した元夫が自身のままだけに、元妻である自分は遺族年金を受け取れません。元夫が再婚していれば、受け取る権利は新しい妻に発生します」(佐久間さん・以下同)

夫の「退職金」も、財産分与の対象になる場合があるが、タイミングが極めて重要だ。

「婚姻期間と在職期間が重なっている部分のみが対象になる。離婚と定年退職のタイミングが近い方が、妻が受け取れる退職金の金額が大きくなる。あと数年で夫が定年退職する」という場合は、少し待ってからの方がいいかもしれない。反対に、退職して何年も経ってからだと、夫が退職金を使い込んでしまいう可能性があるので、⑦ベストは、定年の少し前。

ただし、夫のDVに苦し

「離婚を切り出してから実際に離婚届を出すまでには時間がかかることが多いので、1、2年ほど前から準備しておくことをおすすめします」(岡野さん)

ただし、離婚後の夫婦は他人になるため、夫が亡くなった後の「遺族年金」は受け取れなくなる。

「離婚した元夫が自身のままだけに、元妻である自分は遺族年金を受け取れません。元夫が再婚していれば、受け取る権利は新しい妻に発生します」(佐久間さん・以下同)

夫の「退職金」も、財産分与の対象になる場合があるが、タイミングが極めて重要だ。

「婚姻期間と在職期間が重なっている部分のみが対象になる。離婚と定年退職のタイミングが近い方が、妻が受け取れる退職金の金額が大きくなる。あと数年で夫が定年退職する」という場合は、少し待ってからの方がいいかもしれない。反対に、退職して何年も経ってからだと、夫が退職金を使い込んでしまいう可能性があるので、⑦ベストは、定年の少し前。

ただし、夫のDVに苦し

「離婚を切り出してから実際に離婚届を出すまでには時間がかかることが多いので、1、2年ほど前から準備しておくことをおすすめします」(岡野さん)

ただし、離婚後の夫婦は他人になるため、夫が亡くなった後の「遺族年金」は受け取れなくなる。

「離婚した元夫が自身のままだけに、元妻である自分は遺族年金を受け取れません。元夫が再婚していれば、受け取る権利は新しい妻に発生します」(佐久間さん・以下同)

夫の「退職金」も、財産分与の対象になる場合があるが、タイミングが極めて重要だ。

「婚姻期間と在職期間が重なっている部分のみが対象になる。離婚と定年退職のタイミングが近い方が、妻が受け取れる退職金の金額が大きくなる。あと数年で夫が定年退職する」という場合は、少し待ってからの方がいいかもしれない。反対に、退職して何年も経ってからだと、夫が退職金を使い込んでしまいう可能性があるので、⑦ベストは、定年の少し前。

ただし、夫のDVに苦し

「離婚を切り出してから実際に離婚届を出すまでには時間がかかることが多いので、1、2年ほど前から準備しておくことをおすすめします」(岡野さん)

ただし、離婚後の夫婦は他人になるため、夫が亡くなった後の「遺族年金」は受け取れなくなる。

「離婚した元夫が自身のままだけに、元妻である自分は遺族年金を受け取れません。元夫が再婚していれば、受け取る権利は新しい妻に発生します」(佐久間さん・以下同)

夫の「退職金」も、財産分与の対象になる場合があるが、タイミングが極めて重要だ。

「婚姻期間と在職期間が重なっている部分のみが対象になる。離婚と定年退職のタイミングが近い方が、妻が受け取れる退職金の金額が大きくなる。あと数年で夫が定年退職する」という場合は、少し待ってからの方がいいかもしれない。反対に、退職して何年も経ってからだと、夫が退職金を使い込んでしまいう可能性があるので、⑦ベストは、定年の少し前。

ただし、夫のDVに苦し